

I -1 はせがわ病院 院内感染対策指針

1 感染対策に関する基本的な考え方

はせがわ病院（以下、「当院」とする。）は、適切かつ安全・信頼・満足のできる医療を提供するために、本指針により院内感染対策を行う。職員一人一人が院内感染対策の重要性を認識して、平時から感染対策に取り組むと同時に、病院全体で行っていくものとする。

2 委員会・組織に関する基本的事項

1) 院内感染対策委員会

病院長を委員長とし、関係部門責任者又はその指名する職員、及び感染対策チーム、その他病院長が感染対策のため必要として指名する職員を構成員として院内感染対策委員会を設け、毎月1回定期的に会議を行う。また、緊急時は、臨時会議を開催する。

2) 感染対策チーム（infection control team 以下、「ICT」という）

院内感染等の発生防止及び対策等に関して、迅速に活動することを目的として医師・看護師で構成するICTを設置する。

3 職員研修及び啓発に関する基本方針

- 1) 病院感染対策の基本的な考え方および具体的方法について、全職員に周知徹底を図るため、研修会を開催する。
- 2) 職員研修は、就職時のオリエンテーション研修のほか、年2回程度全職員を対象に開催する。
- 3) 各部署主催の自主研修も積極的に開催し、参加状況をICTに報告する。
- 4) 院内講師による研修の場合、同じ内容の研修を複数回行う等、受講機会の拡大に努める。
- 5) 職員は、年2回以上研修を受講しなければならない。
- 6) 研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）又は外部研修の実績（受講日時、研修項目等）等を記録・保管する。
- 7) 委託業者職員に関しては、年2回の自社教育研修内容を確認し、必要な場合は当院研修の対象者とする。

4 感染症の発生状況報告に関する基本方針

- 1) 耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため、発生部署は感染症の発生状況を速やかにICTに報告する。
- 2) 検査科からの耐性菌発生状況をICT院内管理者が受けICTで当該部署を巡回、情報収集を行い当該部署へフィードバックする。

3) 院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

- ① MRSAなどの耐性菌サーベイランス
- ② 外来・入院病棟におけるインフルエンザ・COVID-19迅速抗原検査者数及び陽性者数のサーベイランス
- ③ カテーテル関連血流感染、尿路感染などの対象限定サーベイランスを可能な範囲で実施する

5 感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 感染症発生時、発生部署の職員は直ちにICTに連絡し、ICTはその状況および患者の対応を病院長ならびに院内感染対策委員会に報告する。
- 2) 発生部署の職員およびICTは、速やかに発生の原因を究明、改善策を立案する。
- 3) 院内感染に対する改善策の実施結果は、院内感染対策委員会へ報告すると同時に速やかに職員へ周知する。
- 3) 必要に応じてICTは保健所に届出し、保健所と連携を図る。
- 4) 感染症発生時ICTは、必要に応じて感染対策向上加算に定められた加算 1 施設との連携を図る。

6 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- 2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7 その他病院における感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 職員は、自らが感染源にならないように、定期健診を受診し、健康管理に努める。
- 2) 職員は、院内感染マニュアルに基づいて感染対策を実施する。
- 3) 院内感染マニュアルは、必要に応じて見直し、改定後は病院職員に周知徹底する。

この指針は、平成 28 年 9 月に作成する
この指針は、2020 年 5 月に改訂する
この指針は、2022 年 8 月に改訂する
この指針は、2024 年 9 月に改訂する